

平成21年度 行財政改革の 取り組み(報告)

市では、現在、平成20～22年度の3年を計画期間とする第3次行財政改革大綱・後期実施計画に取り組みんでいます。21年度の行革効果額、後期実施計画の進捗よく状況についてお知らせします。

21年度行革効果額

歳出抑制

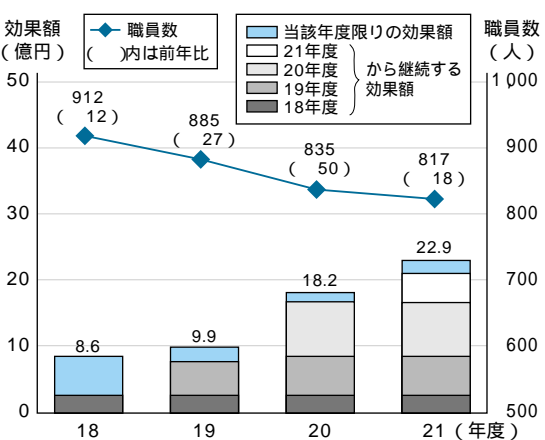
職員数の適正化・給与制度・諸手当制度の適正化

19年度から進めている事業点検の取り組み、事務事業の見直し、嘱託職員・再任用職員等の活用、小学校給食の民間委託化(2校)により、21年度は正職員18人を削減しました。事業点検の取り組みでは、公の施設(図書館、ふるさと歴史館)、市民サービスに直接影響を及ぼさない間接部門の業務の見直しを検討しました。市職員が担うべき業務範囲という視点から各業務を検討し、その結果を22年度の職員配置、予算に反映しました。

項目	効果額
職員数の適正化	4億40百万円
給与制度・諸手当制度の適正化	1億91百万円
事務事業の見直し	6億31百万円
歳出計	30百万円
受益者負担の適正化	30百万円
市有地・備品の売却	30百万円
歳入計	6億61百万円
21年度 行革効果額	6億61百万円

効果額は21年度決算見込み又は22年度予算に反映された額です。(決算確定後、変動する場合があります。)

図 第3次行財政改革大綱期間における行革効果額と職員数の推移



「当該年度限りの効果額」は市有地の売却、時限的な給与カット等による効果、「継続する効果額」は職員数の適正化、経常的な事業の見直し等による効果

行革効果額

以上の取り組みにより、21年度は、歳出抑制6億3千1百万円、歳入対策3千万円、合計6億6千1百万円の行革効果額を新たに生み出しました(左表参照)。

18～20年度に生み出された翌年度以降に継続する効果額をあわせると、21年度に行革効果額は約23億円となりました(左図参照)。

第3次行財政改革大綱期間においては、財政の健全化と行政の仕組みの構築を目指し、4カ年で107人の職員数の削減を図る一方で、給与制度の適正化、事業点検に取り組み、59億6千万円の行革効果額を上げることができました。★金額は、21年度に行革に取り組んだ結果として、21年度決算見込み又は22年度予算に反映された額です。

第3次行財政改革大綱・後期実施計画の推進

第3次行財政改革大綱・後期実施計画の14の実施項目について、各担当所管で事業の見直しや仕組みの構築に取り組みました。具体的な項目としては、そ族昆虫駆除事業の

委託廃止、樹林・樹木保護事業の補助対象の見直し、庁用車の使用効率化、給与制度の適正化や大幅な組織改正等を実施しました。

21年度末時点で、14項目のうち68項目は概ね達成しており、残りの46項目については、22年度中の達成に向け、鋭意取り組みを進めています。各項目の21年度末時点での進捗よく状況、実施内容については、進捗よく状況一覧表にまとめ、公表しています。

また、23年度以降の計画となる第4次行財政改革大綱策定も進めています。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

進捗よく状況一覧表は、次の方法・場所でご覧になれます

- 市のホームページの「新着情報」
- 情報コーナー(本庁舎1階)
- 各図書館

「一般廃棄物処理基本計画」の策定を進めています

市では、今年度一般廃棄物処理基本計画の見直しを行い、23年度からの新たな計画として策定する予定です。策定にあたり、「東村山市のごみ処理に関する意見交換会」を6回にわたって開催し、公募による市民の皆さんからご意見をいただきました。

「東村山市国民健康保険運営協議会」委員の募集

国民健康保険(国保)事業の適正な運営を図るためには、保険者である市、被保険者、一般住民等、関係する方々の利害を調整し、国保事業の運営を円滑に行うことが求められています。国民健康保険運営協議会は法律に基づき設置機関として、国保事業が被保険者のための制度として、円滑かつ民主的に運営するための重要な役割を担っています。

この度、同運営協議会の委員の任期満了に伴い、構成委員となる市民のかたを募集します。ぜひご応募ください。★応募資格 市内在住の20歳以上70歳未満で国保に加入のかたで、国保事業の運営に関心・意欲があるかた ※公職のかたは除く

「成年後見制度推進機関」を「ご活用ください」

成年後見制度(法定後見制度)とは、認知症やさまざまな障害で判断能力が不十分になったかたの権利や財産を守る制度です。家庭裁判所が選任した成年後見人等(本人に代わって財産管理や身上監護を行う)が、法律的に本人のために活動し、地域で安心して生活できるように支援を行います。

市の成年後見制度推進機関では、制度内容や利用手続きに関するご相談をお受けしていますので、ぜひご活用ください。

「ご活用ください」

受付日時 月々金曜日、午前8時30分～午後5時 ※土・日・祝日を除く 場所 地域福祉センター1階(野口町1-25-15) ※相談方法等詳細はお問い合わせください。 問い合わせ 社会福祉協議会

都営住宅入居者募集

住宅種別と募集戸数

- ①ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯、多子世帯、特に所得の低い一般世帯 1千299戸
- ②車いす利用者世帯 31戸
- ③単身者向け 230戸
- ④車いす利用者向け(単身者向け) 2戸
- ⑤シルバークリア 55戸
- ⑥2人世帯向け 8戸
- ⑦事業再建者向け定期使用住宅 10戸

募集案内・申込書

※入居資格等詳細は、募集案内をご覧ください。 配布期間 8月2日(月)～11日(水) ※閉庁日・休館日を除く 配布場所 ○本庁舎1階案内カウンター前 ○地域サービス窓口 ○各公民館 ○スポーツセンター ○ふるさと歴史館 ※地域サービス窓口は、開設日時が限られています。その他、配布場所についての問い合わせは、市・総務部管

募集地区 都全域

「ご活用ください」

成年後見制度(法定後見制度)とは、認知症やさまざまな障害で判断能力が不十分になったかたの権利や財産を守る制度です。家庭裁判所が選任した成年後見人等(本人に代わって財産管理や身上監護を行う)が、法律的に本人のために活動し、地域で安心して生活できるように支援を行います。

市の成年後見制度推進機関では、制度内容や利用手続きに関するご相談をお受けしていますので、ぜひご活用ください。

「ご活用ください」

受付日時 月々金曜日、午前8時30分～午後5時 ※土・日・祝日を除く 場所 地域福祉センター1階(野口町1-25-15) ※相談方法等詳細はお問い合わせください。 問い合わせ 社会福祉協議会

「ご活用ください」

成年後見制度(法定後見制度)とは、認知症やさまざまな障害で判断能力が不十分になったかたの権利や財産を守る制度です。家庭裁判所が選任した成年後見人等(本人に代わって財産管理や身上監護を行う)が、法律的に本人のために活動し、地域で安心して生活できるように支援を行います。

市の成年後見制度推進機関では、制度内容や利用手続きに関するご相談をお受けしていますので、ぜひご活用ください。

「ご活用ください」

受付日時 月々金曜日、午前8時30分～午後5時 ※土・日・祝日を除く 場所 地域福祉センター1階(野口町1-25-15) ※相談方法等詳細はお問い合わせください。 問い合わせ 社会福祉協議会

「ご活用ください」

成年後見制度(法定後見制度)とは、認知症やさまざまな障害で判断能力が不十分になったかたの権利や財産を守る制度です。家庭裁判所が選任した成年後見人等(本人に代わって財産管理や身上監護を行う)が、法律的に本人のために活動し、地域で安心して生活できるように支援を行います。

市の成年後見制度推進機関では、制度内容や利用手続きに関するご相談をお受けしていますので、ぜひご活用ください。

「ご活用ください」

受付日時 月々金曜日、午前8時30分～午後5時 ※土・日・祝日を除く 場所 地域福祉センター1階(野口町1-25-15) ※相談方法等詳細はお問い合わせください。 問い合わせ 社会福祉協議会

「ご活用ください」

成年後見制度(法定後見制度)とは、認知症やさまざまな障害で判断能力が不十分になったかたの権利や財産を守る制度です。家庭裁判所が選任した成年後見人等(本人に代わって財産管理や身上監護を行う)が、法律的に本人のために活動し、地域で安心して生活できるように支援を行います。

市の成年後見制度推進機関では、制度内容や利用手続きに関するご相談をお受けしていますので、ぜひご活用ください。

「ご活用ください」

受付日時 月々金曜日、午前8時30分～午後5時 ※土・日・祝日を除く 場所 地域福祉センター1階(野口町1-25-15) ※相談方法等詳細はお問い合わせください。 問い合わせ 社会福祉協議会

タウンミーティング「市民と市長の対話集会」

日時	場所
8月21日(土) 午前10時～正午	市民センター(本町1-1-1)
9月24日(金) 午後7時～9時	市民ステーション「サンパルネ」コンベンションホール(東村山駅西口・ワンスタワー2階)

申込み不要、直接会場へ手話通訳・要約筆記が必要な場合は、開催日の1週間前までにファクスで市民協働課(FAX393-6846)へ

問い合わせ 市民部市民協働課

「がんばれ東村山」ふるさと納税寄付

4月～6月

〇件数11件
〇総額15百万円

問い合わせ 秘書課

参議院議員選挙の投票状況

7月11日に行われた、参議院(東京都選出)議員選挙の東村山市の投票率は、61.44%でした。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局

「ご活用ください」

成年後見制度(法定後見制度)とは、認知症やさまざまな障害で判断能力が不十分になったかたの権利や財産を守る制度です。家庭裁判所が選任した成年後見人等(本人に代わって財産管理や身上監護を行う)が、法律的に本人のために活動し、地域で安心して生活できるように支援を行います。

市の成年後見制度推進機関では、制度内容や利用手続きに関するご相談をお受けしていますので、ぜひご活用ください。

「ご活用ください」

成年後見制度(法定後見制度)とは、認知症やさまざまな障害で判断能力が不十分になったかたの権利や財産を守る制度です。家庭裁判所が選任した成年後見人等(本人に代わって財産管理や身上監護を行う)が、法律的に本人のために活動し、地域で安心して生活できるように支援を行います。

市の成年後見制度推進機関では、制度内容や利用手続きに関するご相談をお受けしていますので、ぜひご活用ください。

地球温暖化防止のため、庁舎等の室内冷房温度を28度に設定し、市職員等のノーネクタイ・ノー上着を実施中です。